

第18回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和2年5月29日(金曜日)
午後2時00分から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

(2) その他

3 閉 会

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本府では、4月7日の国の緊急事態宣言以来、外出自粛やイベントの自粛、施設の使用制限等の要請等の緊急事態措置を実施し、5月16日からは府独自の基準（大阪モデル）を踏まえ、これまでの実施内容の一部を解除するとともに、5月23日以降は政府において緊急事態措置を実施すべき区域から本府が除かれたことにより、自粛要請の大幅な解除を行いました。

本日、第18回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、別添参考資料1のとおり、5月30日以降の感染拡大防止に向けた取組みを決定しました。

また、府主催（共催）イベントの開催、府有施設等の開館についても、別添参考資料2のとおり対応することとしました。

貴市町村におかれましても、引き続き適切にご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

- 別添参考資料1 大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）
（令和2年5月28日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）
- 別添参考資料2 府主催（共催）イベントの開催、府有施設の開館に関する考え方
（令和2年5月28日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

（問い合わせ先）
代表：06-6941-0351
政策企画部 企画室政策課
小原、上野（内線 2028）
危機管理室 災害対策課
塩瀬、永島（内線 4920）

大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）

- ① 区域 大阪府全域
- ② 期間 令和2年5月30日から令和2年7月31日

③ 実施内容

●外出について

府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。

- ・5/31まで：これまでにクラスターが発生した施設への外出や、府県をまたいだ移動を控えること
- ・6/1～6/18：一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間の不要不急の移動を控えること

●イベントの開催について

開催規模を概ね3週間ごとに順次拡大。定めた参加人数かつ収容率の範囲内を目安に開催すること。

●施設の使用について

6月1日以降、全国でクラスターが発生した施設も含めて、全ての施設の休止要請を解除。

※府民や事業者などに対し、適切な感染防止策の実施と、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」の登録・利用の協力を要請

外出について

- 府民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。
その際、特に次の内容について協力を要請。

5月31日まで	6月1日～6月18日
<ul style="list-style-type: none">○接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設への外出を控えること○レジャーなど、不要不急の府県をまたいだ移動を控えること	<ul style="list-style-type: none">○一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間のレジャーなど、不要不急の移動を控えること

「新しい生活様式」の実践例

- ①「三つの密」の回避
- ②身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2 m確保）
- ③マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
- ④手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ⑤在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
- ⑥「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など

イベントの開催について

- 適切な感染防止策の実施と、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」導入の協力を要請。
開催規模については、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安とすること。

【参加人数の上限】

6月18日まで	6月19日～7月9日	7月10日～7月31日
○屋内：100人以下 ○屋外：200人以下	○屋内・屋外：1,000人以下 ○全国的な人の移動を伴うイベント (プロスポーツ等)は、無観客で開催	○屋内・屋外：5,000人以下

【収容率】

- 屋内：収容定員の半分以上の参加人数とすること
 - 屋外：人と人との距離を十分に確保できること
- 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することも検討。

施設の使用について

- 6月1日以降、全国でクラスターが発生した施設も含めて、全ての施設の休止要請を解除。
感染拡大防止の観点から、以下の内容について協力を要請。

1. 6月1日から休止要請を解除する施設（引き続き5月31日までは休止を要請）

- ・全国でクラスターが発生した施設

施設区分	施設内訳	要請内容
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス	<ul style="list-style-type: none">・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守することを条件に、休止要請を解除。 但し、業界団体等がガイドラインを作成するまでの間は、府が定めるガイドラインによるものとする。・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入や施設利用者の名簿作成など追跡対策の実施を要請。
運動施設、遊技施設	スポーツクラブ	<p>⇒ 今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。</p>

2. 上記1以外の施設

・文教施設、大学・学習塾等、劇場等、集会・展示施設など

施設区分	施設内訳	要請内容
文教施設	学校（大学等を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> ・業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、適切な感染防止策を徹底することの協力を要請。 ・不特定多数の者が利用する施設には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。 <p>⇒ 今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討。</p>
大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等	
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館、貸会議室	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
遊興施設	ダンスホール、性風俗店、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
運動施設、遊技施設	体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、屋内運動施設（スポーツクラブを除く）、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	

・ 社会生活を維持する上で必要な施設及び社会福祉施設等

施設区分	施設内訳	要請内容
医療施設	病院、診療所、薬局 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドライン等を遵守し、適切な感染防止策を徹底することの協力を要請。 ・ 飲食店等には、「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請。
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等	
食事提供施設	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等	
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿 等	
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等	
工場等	工場、作業場 等	
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ（学童保育）、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設	
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等	

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和2年5月25日改正）を踏まえた整理

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



外出控え



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

【現行の措置】

大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（5月23日から5月29日）を踏まえ、以下の通り対応。

○ 府主催（共催）イベントは、規模を縮小して開催。

・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数 ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保

○ 府有施設は、クラスターが発生した施設以外の府有施設は、準備が整い次第、順次開館。

【今後の対応】

「大阪府における感染拡大防止に向けた取組み」（5月30日から7月31日）を踏まえ、以下の通り対応。

（1）府主催（共催）のイベント

適切な感染防止策を実施し、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」を導入したうえで、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安に開催。

【参加人数の上限】

6月18日まで	6月19日～7月9日	7月10日～7月31日
○屋内：100人以下 ○屋外：200人以下	○屋内・屋外：1,000人以下 ○全国的な人の移動を伴うイベントは、 無観客で開催	○屋内・屋外：5,000人以下

【収容率】

○屋内：収容定員の半分以内の参加人数とすること ○屋外：人と人との距離を十分に確保できること

※ 適切な感染防止策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、引き続き、開催を自粛。

（2）府有施設

全ての府有施設について、準備が整い次第、順次開館。

開館の留意事項

- ① 業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施すること。
- ② 不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」を導入すること。

※ 5月31日（日）までのキャンセルは、キャンセル料を不徴収とする。（6月1日以降はキャンセル料を徴収）

大阪 OSAKA COVID-19 Tracing System コロナ追跡システム

ご協力 のお願い

大阪コロナ追跡システムとは

飲食店や、新型コロナウイルス感染症対策による休止・自粛要請が解除される施設・イベントを通じた感染拡大を防ぐことを目的にしたものです。

施設・イベント会場（「以下施設等」という。）の利用の際、QRコードを活用して利用者が連絡先を大阪府に登録し、同じ日に施設等を利用した方の感染が後日判明した場合やクラスターの発生（おそれを含む）が確認された場合などに、施設等の業態や規模に応じて大阪府から注意喚起を行い、感染拡大を防ぐためのシステムです。



施設でのシステム導入



情報は
大阪府
が管理



施設情報を登録



自動返信メールを受信
QRコードをダウンロード



QRコードを印刷・掲示

施設利用者による登録



QRコード読み込み



メールアドレスを入力



自動返信メールを受信

ご協力をお願いする施設一覧

ご協力をお願いする施設は以下の考え方に基づいています。

- ▶ 飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店など
- ▶ 大阪府による休止要請（2020年4月14日～）の対象施設のうち、不特定多数の方が利用する施設

施設

食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店 など
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など
集会・展示施設	貸会議室 集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館
博物館等	博物館、美術館、図書館 など
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗
遊興施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、パブ、ダンスホール、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店
運動施設・遊戯施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 など 体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場、スポーツクラブなどの屋内運動施設

イベント

※会場施設に当システムのQRコードがある場合、そちらを利用していただいても構いません。

屋内イベント	自由参加のセミナーや講演会など
屋外イベント	会場やエリアを限定して入退場を管理するものに限る。

※ **休止・自粛要請を受けている施設・イベントについては、その要請解除後の大阪府の決定にあわせてご協力ください。**

※ 最新の詳細情報は大阪府ホームページで確認してください。

QRコード掲示物（イメージ）



大阪コロナ追跡システム ご協力をお願い

■大阪コロナ追跡システムとは

- ・新型コロナウイルス感染症の**感染拡大を防ぐことが目的**
- ・施設等の利用の際にQRコードからあなたの**メールアドレスを登録**
- ・あなたが登録した日と同じ日に同じ施設を利用された方に感染が確認された場合、**注意喚起のメールを送信**
- ・ご自身に感染が判明した場合は、登録したメールアドレスと発症日等のご連絡をお願いいたします。登録した施設等の利用者に注意喚起メールが発信されます。



■登録の方法

登録は3ステップです。

1. スマートフォン等でQRコードを読み取る。
2. 入力フォームに**メールアドレス**を入力する。
3. 登録確認メールが届く。

登録確認メールが届かない場合は登録できていない可能性があります。
お手数ですが再度ご登録をお願いいたします。

■ご注意ください

- ◆入力が必要な事項は**メールアドレスのみ**です。
- ◆同じ場所であっても**訪問するたび**に読み込んで登録してください。
QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

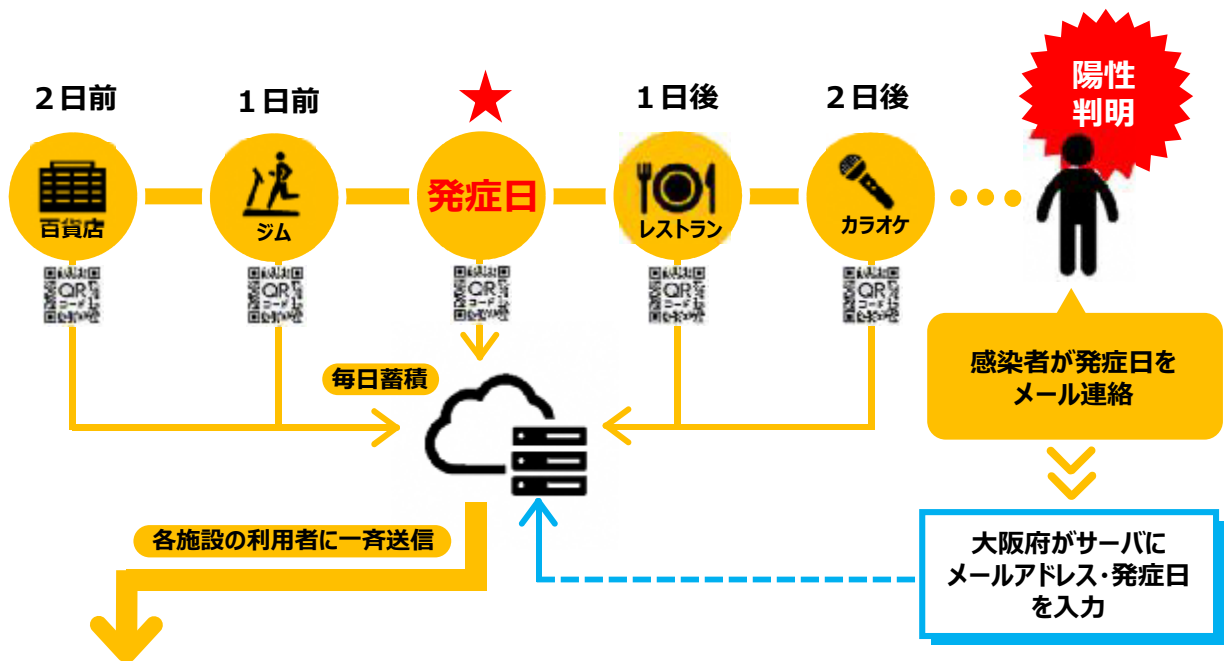
施設名／イベント名

感染者が発生したとき

通知
基準

同じ日に、同じ施設に、基準※を上回る感染者が行ったことが確認されたとき

※ 通知基準は、施設の業態と規模等で設定



▶ 一齐送信の対象者

- ①感染者の発症日前2日、及び発症から陽性判明日までの間、
- ②同じ日に、③同じ施設にいて、④QR登録をしている人



注意喚起メールの内容

あなたが立ち寄られた施設を、新型コロナウイルスの感染が後日判明した方が、あなたと同じ日に利用されていたのでお知らせします。

このお知らせは、必ずしもあなたが感染者の近くにおられたことを意味するものではありませんが、念のため、体調管理にご注意ください。

<お願い>

本件に係るお問い合わせは、下記のホームページをご覧ください。

【大阪コロナ追跡システム】

http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_alert/index.html

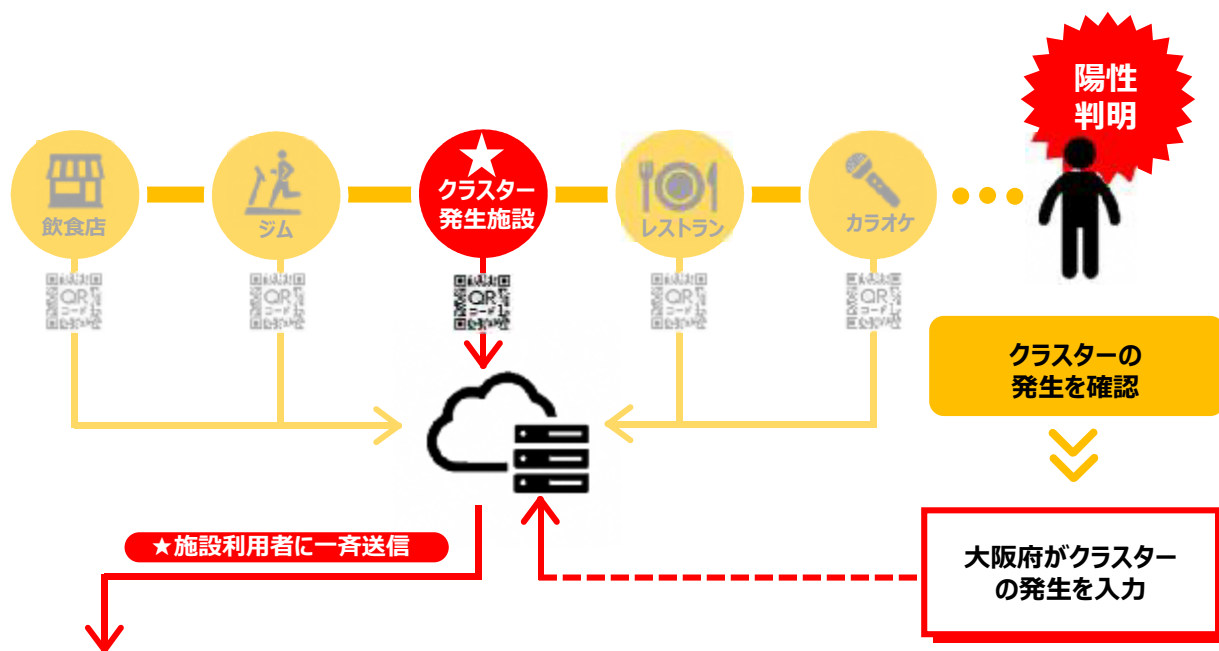
感染者が特定されるおそれがあるため、施設名や日時はお伝えできませんのでご理解ください。

(問い合わせいただいてもお答えすることができません)

クラスターが 見つかったとき (おそれを含む)

通知
基準

本システムに登録した施設、イベントで
クラスターが発生（おそれを含む）したとき



▶ 一斉送信の対象者

- ①クラスターが発生（おそれを含む）したと考えられる日に、
- ②その施設において、③QR登録をしている人



クラスター発生時の連絡メールの内容

●月●日●時●分に、あなたが立ち寄られた●●施設において、新型コロナウイルスのクラスター（集団感染）が疑われる事案が発生しました。

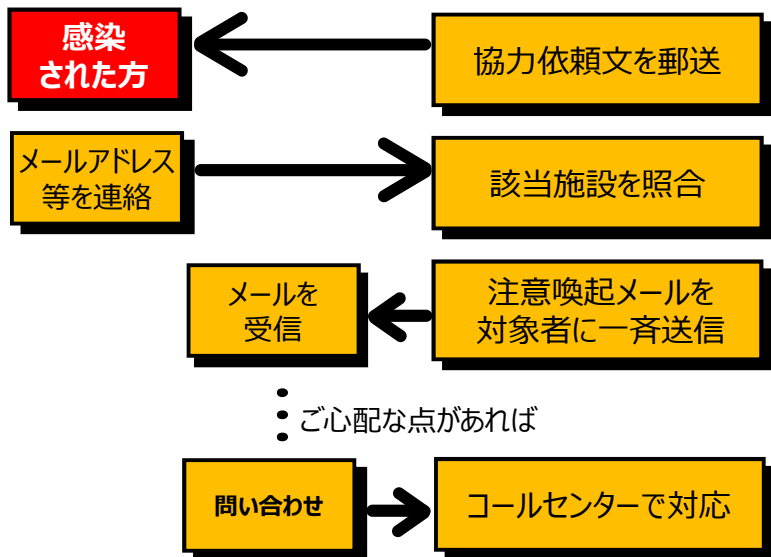
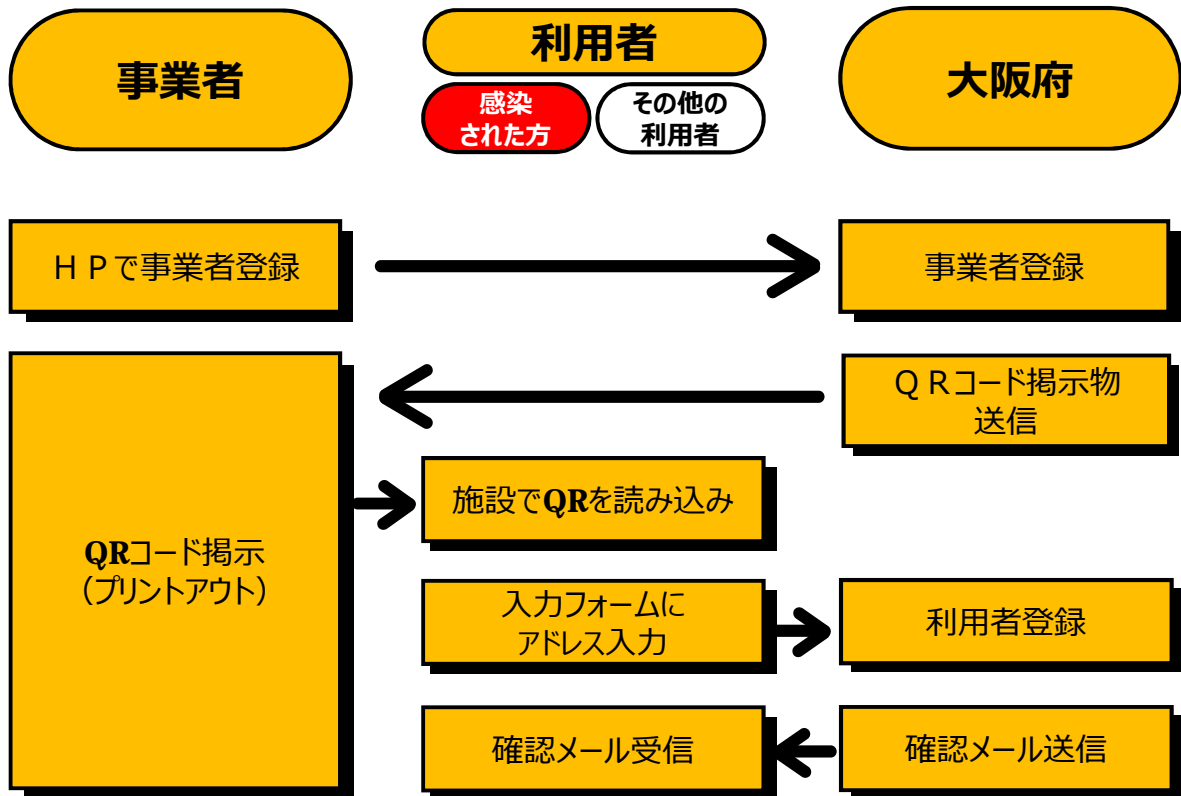
このことが必ずしも、あなたの新型コロナウイルスへの感染を意味するものではありませんが、症状の有無にかかわらず、お近くの「新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）」にご相談ください。

本件に係るお問い合わせは、下記のホームページをご覧ください。

【大阪コロナ追跡システム】

http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_alert/index.html

システムの運用フロー図



大阪コロナ追跡システムの詳しい説明
 p マニュアル・FAQ (よくある質問) * * * * *
 p AIチャットボットによる問合せ * * * * *
 【このシステムの担当：大阪府スマートシティ戦略部】

市公共施設の開館状況一覧表（6月1日から）

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

※業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施のうえ、開館します。

施設名		～5/31 開館状況	6/1～ 開館状況	特記事項
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	△	○	
	北辰出張所	○	○	
斎場		○	○	告別式場の座席数減等を実施
福祉文化会館（オークシアター）		×	○	
市民総合センター（クリエイトセンター）		×	○	学習室は人数制限あり
教育センター		○	○	
消費生活センター		○	○	
市民活動センター		×	○	
男女共生センターローズWAM		×	○	
生涯学習センターきらめき		×	○	録音スタジオ・音楽スタジオは人数制限あり
保健	保健医療センター	○	○	
	こども健康センター	○	○	
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	×	○	高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は、当面の間禁止。附帯設備は、「3密」を避けるため利用制限を行う。
	福井多世代交流センター	×	○	高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は、当面の間禁止。附帯設備は、「3密」を避けるための利用制限を行う。
	葦原多世代交流センター	×	△	高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は、当面の間禁止。附帯設備は、「3密」を避けるため利用制限を行う。こども活動室は、当面の間閉鎖し、状況を見極めながら再開へ向けた検討を行う。
	沢池多世代交流センター	△	○	高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は、当面の間禁止。附帯設備は、「3密」を避けるため利用制限を行う。
	西河原多世代交流センター	×	△	高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は、当面の間禁止。附帯設備は、「3密」を避けるため利用制限を行う。こども活動室は、当面の間閉鎖し、状況を見極めながら再開へ向けた検討を行う。
	南茨木多世代交流センター	△	○	高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は、当面の間禁止。附帯設備は、「3密」を避けるため利用制限を行う。
	いきいき交流広場	×	○	準備が整った広場から順次再開。高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は、当面の間禁止。
	コミュニティデイハウス	×	○	準備が整ったデイハウスから再開する。当面の間、高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は禁止し、「3密」を避けるための利用制限を行う。
	街かどデイハウス	×	○	準備が整ったデイハウスから再開する。当面の間、高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）は禁止し、「3密」を避けるための利用制限を行う。
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	△	○	高唱を伴う利用（カラオケ・合唱等）等は、当面の間禁止。
	障害者就労支援センターかしの木園	○	○	
	障害者生活支援センターともしび園	○	○	
	あけぼの学園	△	△	6月15日から通常療育開始 それまでは隔日登園の特別療育を継続
	すくすく親子教室	○	○	
子育て支援	子育て支援総合センター	△	○	
	子育てすこやかセンター	△	○	

市公共施設の開館状況一覧表（6月1日から）

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

※業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施のうえ、開館します。

施設名		～5/31 開館状況	6/1～ 開館状況	特記事項
体育館	市民体育館	×	△	個人利用は人数制限あり、更衣室・シャワーは使用不可、トレーニングマシン類は使用不可
	福井市民体育館	×	△	
	南市民体育館	×	△	個人利用は人数制限あり、更衣室・シャワー・トレーニング室は使用不可
	東市民体育館	×	△	
プール	西河原市民プール	×	△	屋内プールは入場制限あり、トレーニング室は使用不可、屋外プールはオフシーズン
	中条市民プール	×	×	オフシーズン
	五十鈴市民プール	×	△	屋内プールは入場制限あり、屋外プールはオフシーズン
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	×	△	
	春日丘運動広場グラウンド	×	△	更衣室は使用不可
	若園運動広場グラウンド	×	△	
	福井運動広場グラウンド	×	△	
	桑原運動広場グラウンド	×	△	更衣室・シャワー室は使用不可
	桑原運動広場フットサル場	×	△	
	桑原ふれあい運動広場	×	△	更衣室は使用不可
	中央公園北グラウンド	×	×	工事中
	中央公園南グラウンド	×	○	
	島3号公園大グラウンド	×	○	
	島3号公園小グラウンド	×	○	
	西河原公園北グラウンド	×	△	更衣室・シャワー室は使用不可
	西河原公園南グラウンド	×	△	更衣室は使用不可
	若園公園グラウンド	×	△	
	水尾公園グラウンド	×	○	
	沢良宜公園グラウンド	×	○	
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	×	△	更衣室・シャワー室は使用不可
	東雲運動広場庭球場	×	△	更衣室は使用不可
	春日丘運動広場庭球場	×	△	
	福井運動広場庭球場	×	△	更衣室・シャワー室は使用不可
	桑原運動広場庭球場	×	△	
	若園公園庭球場	×	△	更衣室は使用不可
	西河原公園北庭球場	×	△	更衣室・シャワー室は使用不可
	西河原公園南庭球場	×	△	更衣室は使用不可
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	×	△	更衣室・シャワー室は使用不可
	郡山公園庭球場	×	○	
	西河原公園屋内運動場	×	△	更衣室・シャワー室は使用不可
春日丘運動広場弓道場	×	○		
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	×	○	宿泊利用等は人数制限あり	

市公共施設の開館状況一覧表（6月1日から）

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

※業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施のうえ、開館します。

施設名	～5/31 開館状況	6/1～ 開館状況	特記事項	
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	×	○	
	中津コミュニティセンター	×	○	
	庄栄コミュニティセンター	×	○	
	水尾コミュニティセンター	×	○	
	郡コミュニティセンター	×	○	
	西河原コミュニティセンター	×	○	
	穂積コミュニティセンター	×	○	
	畑田コミュニティセンター	×	○	
	東コミュニティセンター	×	○	
	豊川コミュニティセンター	×	○	
	彩都西コミュニティセンター	×	○	
	三島コミュニティセンター	×	○	
	大池コミュニティセンター	×	○	
	春日コミュニティセンター	×	○	
	東奈良コミュニティセンター	×	○	
	沢池コミュニティセンター	×	○	
	山手台コミュニティセンター	×	○	
玉櫛コミュニティセンター	×	○		
公民館	茨木公民館	×	○	使用申請受付については、各公民館へお問い合わせください。
	春日丘公民館	×	○	
	中条公民館	×	○	
	安威公民館	×	○	
	玉島公民館	×	○	
	福井公民館	×	○	
	清溪公民館	×	○	
	見山公民館	×	○	
	石河公民館	×	○	
	太田公民館	×	○	
	太田公民館分室	×	○	
	天王公民館	×	○	
	郡山公民館	×	○	
	耳原公民館	×	○	
白川公民館	×	○		
西公民館	×	○		
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	×	○	音楽室は原則1人での利用のみ可
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	×	○	
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	×	○	

市公共施設の開館状況一覧表（6月1日から）

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

※業界団体の感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策を実施のうえ、開館します。

施設名		～5/31 開館状況	6/1～ 開館状況	特記事項
文化施設	文化財資料館	×	○	
	キリシタン遺物史料館	×	○	
	川端康成文学館	×	○	入場制限あり
	市立ギャラリー	×	○	入場制限あり
青少年	上中条青少年センター	×	○	
	青少年野外活動センター	×	△	日帰り利用のみ
図書館	中央図書館（富士正晴記念館含む。）	△	○	5月23日（土曜日）から中央、中条、水尾、庄栄、穂積図書館、移動図書館でサービスを再開。（ただし、感染拡大防止のため、利用できないサービスあり）
プラネタリウム（天文観覧室）		×	○	個人利用のみ可（予約制）、午後の投影は1回のみ
里山センター（森の学び舎）		×	○	芝生広場・バーベキューについては、当面の間、家族利用に限定